

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和3年 月 日	
和歌山県知事 殿	
提出者	
住 所 和歌山県橋本市小峰台2丁目8番地の1	
氏 名 橋本市民病院 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0736-37-1200	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	橋本市民病院
事業場の所在地	和歌山県橋本市小峰台2丁目8番地の1
計画期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	一般病床300床
③ 従業員数	470人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(当院) 発生⇒分別⇒容器収納⇒院内移動⇒保管 (業者) 収集運搬⇒中間処理⇒最終処分

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
統括責任者・・・院長 駿田 直俊  
廃棄物管理責任者・・・感染管理者 柘田 美加子

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	廃酸、引火性廃油
	排出量	133.68 t	0.65 t
	(これまでに実施した取組) 非感染性廃棄物は滅菌破碎装置で処理し、産業廃棄物としていたが機器の故障により平成25年度以降は感染廃棄物として処理している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	廃酸、引火性廃油
	排出量	132 t	1 t
	(今後実施する予定の取組) 分別の徹底、職員の意識向上を図るため啓発		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・バイオハザードマークがついた容器に分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特別産業廃棄物として排出している廃棄物の分別を再度徹底し一般産業廃棄物として排出可能なものについては一般産業廃棄物として排出する。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	廃酸、引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	廃酸、引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	廃酸、引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	廃酸、引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組 )			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	廃酸、引火性廃油
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	廃酸、引火性廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	廃酸、引火性廃油
	全処理委託量	133.68 t	0.65 t
	優良認定処理業者への処理委託量	133.68 t	0.65 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底、職員の意識向上を図るため啓発		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	廃酸、引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	132 t	1 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	132 t	1 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 従来どおり分別の徹底ならびに職員の意識向上を図るため啓発する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和2年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	134.33 t	
	(今後実施する予定の取組等) 引き続き電子マニフェストにて登録作業を実施する		
※事務処理欄			